

【重要事項説明書】
難波医院 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
(令和7年3月11日改訂)

1. 事業所の概要

本院は岡山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の指定事業所です。

(1) 事業所名(指定番号)、所在地、連絡先

名 称 医療法人 経和会 難波 医 院 (介護保険指定番号 3312110145)
所在地 岡山市北区御津金川 983
連絡先 (電話)086-724-0008 (FAX)086-724-4107
管理者 (医師)難波 経豊

(2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日(国民の祝日及びその振替日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日を除く)
営業時間 月・火・水・金曜日:9時～18時、木・土曜日:9時～12時

2. 事業所の職員体制

(1) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師

(常勤医師)難波 経豊(管理者・院長)

(2) 職務内容

通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理(歯科医学的管理)に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

3. サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束など利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③ 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(4) サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービス提供の日から 2 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(5) 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

(6) 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

4. 料 金(下記の表は介護保険の利用者負担の割合が 1 割の方の料金です。2 割の方は 2 倍、3 割の方は 3 倍になります。)

薬料・注射料・処置料・診察料・訪問診療料などの医療保険にかかる費用とは別に、介護保険にかかる料金です(1 ヶ月に 2 回が上限)。生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により利用者負担金が補助されることもあります。

(1 回あたり)

在宅時医学総合管理料または 施設入居時等医学総合管理料を 算定している場合	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	295 円
	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	285 円
	上記以外の場合	261 円
在宅時医学総合管理料または 施設入居時等医学総合管理料を 算定していない場合	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	509 円
	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	485 円
	上記以外の場合	444 円

料金はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用月の翌月の利用日に、利用者宛てにお届けいたします。請求金額をご確認のうえ、現金にてお支払い下さい。お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)。

4. 衛生管理

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止対策を検討する委員会を年2回以上開催し、結果を従業員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を定期的を実施します。

5. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持と個人情報の保護のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者及びその家族に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) 利用者及びその家族の個人情報は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。
- (4) 利用者及びその家族の個人情報が含まれる記録物は、注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- (5) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (6) 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- (7) 管理する情報は、利用者の求めに応じて内容を開示し、訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

6. 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を年2回以上開催し、結果を従業員に周知徹底します。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修および訓練を定期的 to 実施します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者：難波 経豊(管理者・院長))

8. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

9. サービス提供に関する相談・苦情

サービス提供にかかる質問、要望、苦情等ございましたら受付までお申し出下さい。対応責任者として院長が担当いたします。担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

同意書

重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意し、また、個人情報の取り扱いについても同意します。

令和 年 月 日

利用者甲	住 所	氏 名	印
------	-----	-----	---

代理人 住 所 氏 名 (続柄:) 印

[illegible]

事業者乙 住 所 岡山市北区御津金川 983
名 称 医療法人経和会 難波 医 院 代表者 院 長 難 波 経 豊 印